

自衛艦隊司令官
各地方総監
教育航空集団司令官
システム通信隊群司令
潜水医学実験隊司令
東京音楽隊長
各学校長
自衛隊横須賀病院長

殿

海上幕僚長

教育審査実施基準について（通達）

標記について、海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達（昭和42年海上自衛隊達第31号）第16条の規定に基づき教育審査を実施するため、別紙のとおり定める。

なお、教育審査実施基準について（通達）（海幕教第2232号。19.3.28）は廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：自衛隊情報保全隊司令
護衛艦隊司令官
航空集団司令官
潜水艦隊司令官
掃海隊群司令
練習艦隊司令官
海上自衛隊警務隊司令
印刷補給隊司令
海上自衛隊東京業務隊司令
海上自衛隊補給本部長
自衛隊大湊、舞鶴、呉、佐世保病院長
各護衛隊群司令
海上訓練指導隊群司令
各航空群司令
各潜水隊群司令
情報業務群司令
海洋業務・対潜支援群司令
開発隊群司令
各教育航空群司令
電子情報支援隊司令
指揮通信開発隊司令
艦艇開発隊司令
航空プログラム開発隊司令
誘導武器教育訓練隊司令
潜水艦教育訓練隊司令
第1輸送隊司令
各教育隊司令
保全監査隊司令
航空管制隊司令
第51航空隊司令
第211、第212教育航空隊司令
標的機整備隊司令

教育審査実施基準

1 目的

海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達（昭和42年海上自衛隊達第31号。以下「達」という。）第2条第2号に規定する校長等を置く部隊及び機関（以下「学校等」という。）における教育の現状を審査してその改善を図り、学校等における教育の効率的実施に資する。

2 要領

- (1) 教育審査は、付表第1を標準（各学校等において、評価が困難な事項を除く。）として実施するものとする。この際、入校（隊）及び修業時の知識及び技能に対する適正な評価に基づいて教育成果を判定し、不良と認められる場合は、分析、評価又は調査資料等を総合して、その原因を究明するものとする。
- (2) 教育審査は、学校等の組織機能を全面的に活用し、体系的かつ合理的に実施する。

3 結果の通知等

教育航空集団司令官、校長等（各教育航空群司令、第211教育航空隊司令及び第212教育航空隊司令を除く。）は、付表第2に定める教育統計について、当該年度終了後、6か月以内に海上幕僚監部人事教育部長に通知する。教育航空集団司令官は、各教育航空群、第211教育航空隊及び第212教育航空隊の教育統計を取りまとめて通知する。

なお、付表第1に定める総合教育評価の結果を通知することにより、教育統計の通知に代えることができる。

海上幕僚監部教育課長は、各学校等の教育統計等を分析することにより問題点を摘出し、その改善処置の方向を検討するとともに、必要な事項について学校等の教育に反映させる。

教育審査実施基準

区分		内容		目的等
種別	項目	分類	細目	
校（隊）内評価	課程等教育評価	教育成果の評価	素質及び素養	各課程等の各期ごとに次を目的として実施する。 1 課程到達目標の達成度を確認する。 2 教育計画検討のための基礎資料を得て、当該課程等の教育の改善に反映させる。 3 当該課程等の教育に必要な教育能力の維持、改善を図る。 4 教官及び指導官による教育・指導の現状を把握し、その適正な実施に資する。 5 個々の学生の効果的指導資料を得て、学生不適格者等落後者を防止する。 6 総合教育評価の基礎資料を得る。
			期別成績	
			個人別教務成績	
			教務成績と素養試験等との相関	
			期別教務成績傾向	
			個人別体力等特性	
			優等賞等授与状況	
			服 務	
		教育計画の評価	未修業者内訳	
			教務予定	
			教務内容	
		教育能力の評価	試 験	
			教 官	
			教材等	
			教育施設	
		教育・指導要領の評価	教育環境	
	教 官			
アンケート調査	指導官（分隊長、班長等）			
	アンケート調査結果			
教育査閲	教育成果の評価	教育実績	各年度ごとに実施し、所要の教育成果が得られているか、現行教育計画に基づき付与されている教育能力が十分であるか、ま	
		教務成績		
		体力等		

			服 務	た、教官及び指導官による教育・指導要領が適正であるかについて、当該学校等における教育の実態を把握、確認し評価する。
			未修業者内訳	
		教育計画の評価	教務予定	
			教務内容	
			試 験	
		教育能力の評価	教 官	
			教材等	
			教育施設	
			教育環境	
		教育・指導要領の評価	教 官	
			指導官（分隊長、班長等）	
		教育評価の評価	課程等教育評価	
			アンケート調査	
			校（隊）外調査	
教育分析				
校（隊）外評価	校（隊）外調査	校（隊）外調査結果		部隊等からの所見を基に、現行課程等の教育・指導における問題点を抽出し、改善することにより、練成訓練との接続を図る。
総合教育評価	総合教育評価	教育成果の評価	教育実績	各年度ごとに、校（隊）内評価及び校（隊）外評価の結果から基礎資料を得て、次を目的として総合的に評価を実施する。 1 教育目標の達成度を確認するとともに、課程等の教育の全般的傾向を把握する。 2 現行教育計画に従い付与されている教育能力を各要素別に、その現状を個別的
			素質及び素養	
			成 績	
			教務成績と素養試験等との相関	
			体力等	
			優等賞等授与状況	
			服 務	
未修業者内訳				

			アンケート調査	<p>かつ全般的に評価し、適正な教育能力の維持を図る。</p> <p>3 部隊等からの所見を得て、課程等の教育と練成訓練との接続を図る。</p> <p>4 現行課程等の教育における問題点等を抽出し、改善を図り、効率的かつ効果的 教育の実施に資する。</p> <p>5 教官及び指導官による教育・指導の全 般的な傾向を確認、評価し、その適正な 実施に資する。</p> <p>6 年度教育統計の基礎資料を得る。</p>
	教育能力の評価		教官	
			教材等	
			教育施設	
			教育環境	
	教育・指導要領 の評価		教官	
			指導官（分隊長、班長等）	
	校（隊）外調査		校（隊）外調査結果	
	教育分析		改善を要する事項	
			現行教育計画の再検討を要する 基本的問題点	
			将来、教育計画に影響を及ぼす とみられる重大な傾向又は特徴	
			その他、教育全般に関する重要 な参考事項	

注：本実施基準に記載する用語の定義は次のとおり。

- 1 課程等
課程課目標準に定められた課程教育及び特別講習をいう。
- 2 教材等
教材及び教育用航空機をいう。
- 3 優等賞等
達第21条第1項に規定する優等賞及び校長等が別に定め、優等賞に準じて授与する賞をいう。
- 4 素養試験等
素養試験、知能検査及び過去の課程成績をいう。
- 5 体力等
運動能力及び水泳能力をいう。

教 育 統 計

番号	項 目	細 目	細々目
1	教育成果	教育実績	教育員数
			未修業者内訳
			教育実績に対する評価
		素養及び素質	素養試験
			知能検査
			素養及び素質に対する評価
		成 績	教務成績
			勤務成績
			体力等
			優等賞等受賞者数
			教務成績と素養試験等との相関
			成績に対する評価
		服 務	賞罰等
			サービスに関する評価
2	教育能力	教 官	教官充足率
			教官交代率
			教官課程履修状況
			教官に対する評価
		教材等	教材等保有状況
			教材等使用実績
			教材等に対する評価
		教育施設	教育施設整備・使用状況

			教育施設に対する評価
		教育環境	教育環境に対する評価
3	教育・指導要領	教 官	教育要領に関する評価
		指導官（分隊長、班長等）	指導要領に関する評価
4	教育分析	要改善事項及びその改善状況	
		現行教育計画の再検討を要する基本的問題点	
		将来、教育計画に影響を及ぼすとみられる重大な傾向及び特徴	
		その他、教育全般に関する重要な参考事項	